

指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームかがやき重要事項説明書

当事業所は介護保険の上記2種類の指定を受けています。
旭川市指定事業所番号 0192902138

この度は、認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームかがやき」の利用申込をいただき有難うございます。

契約に当たりまして、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の留意事項等につきまして、次のとおり説明させていただきます。

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び所在地

名 称 グループホームかがやき
所 在 地 旭川市末広5条2丁目4番1号(郵便番号 071-8135)
管 理 者 1階ユニット担当 後藤 靖子
2階ユニット担当 石井 幸枝
電話番号 (0166) 55-6606・Fax (0166) 55-6608

(2) 事業所の種類及び利用定員等

種 類 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
居室数等 定員 18名 1ユニット(1階) 9名
2ユニット(2階) 9名

(3) 開設日(事業所指定年月日)

平成16年 4月21日指定・事業開始日 平成16年 5月6日、1ユニットで開始
平成16年 9月 1日変更 2ユニットに拡充
平成25年 4月 1日指定：社会福祉法人へ移行し再指定

(4) 事業所設備の概要

①建物構造・面積等

・木造2階建て 延べ床面積 557.79㎡/敷地面積 697.24㎡
・居室数及び面積等 18室(1階9室・2階9室) 9.72㎡~10.53㎡
・主要な設備 ①居間・食堂 1階(72.63㎡)及び2階(79.11㎡)

※機能訓練室等を兼ねます。

②浴室・脱衣室 1階及び2階に各1ヶ所

③トイレ 1階及び2階に各3箇所

④台所(厨房) 1階及び2階に各1ヶ所(1階に食品庫併設)

⑤介護員等室 1階及び2階に各1ヶ所

⑥相談室等 1階及び2階に各1ヶ所

⑦その他設備 洗濯乾燥室・収納(物品)庫・エレベーター・消防通報設備等(火災報知・通報装置・消火器・スプリンクラー等)

2. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

1) 提供するサービス内容等

当事業所が提供するサービス内容は、次のとおりです。

(1) 介護保険給付対象サービスの内容

①認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ・計画作成担当者において、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議のうえ、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護又は介護予防対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を、すみやかに個別に作成します。
- ・介護計画作成後においても、その実施状況を把握し、又要介護度が変更になった場合等、必要に応じて介護計画を変更します。
- ・介護計画を作成し、又は変更した場合は、利用者及び身元引受人又は利用者代理人に対し、その計画の内容を説明しその同意を得るものとします。

②入浴・排泄・食事・洗濯・着替え等の介護その他日常生活上の世話

日常生活動作の能力や状況に応じて、日常生活上の行為が適切に行えるよう様々なサービスを提供します。又、食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めます。

- ・介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- ・適切な方法により利用者の希望に基づいて利用者を入浴させ、または清拭を行います。
- ・心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- ・おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつの適切な交換を行います。
- ・離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。

③役所に対する手続の代行その他社会生活上の便宜の提供

介護保険認定更新の手続を始め、求めに応じ役所等への届等の援助及び利用者及び身元引受人等への手続き等の情報提供等を行います。

④専門的な知識・経験を要しない機能回復訓練

日常生活を送るために必要な動作の維持又は減退を防止するための訓練を行います。個別やグループ等の単位で実施します。

⑤医師の往診の手配その他療養上の世話

血圧の測定等利用者の身体状況の日々の把握を行うと共に、状況に応じ服薬の把握管理等を行います。又、主治医を設定いただき通院可能者については通院の送迎と医師との情報交換を行います。身体等の状況により、通院が難しい方については、訪問診療等による受診体制等を整えて健康管理を行います。

⑥相談及び援助

利用者又はその家族に対して制度利用や日常生活上の介護等の悩み事等の相談に応じます。又、その内容によって支援出来るものは援助いたします。

(2) 介護保険給付対象外サービスの内容

①居住区（個室）の提供

当事業所での日常生活の個別的な居間、寝室に相当する居室を提供いたします。日常生活に当たっては、プライバシー確保等に配慮いたします。

なお、寝具類、家具、日用品等利用者が必要とするものは、各自でご用意いたします。

②食材の提供

献立編成を行い、栄養並びに利用者の嗜好等にも配慮した食事を提供します。又、季節等に配慮した食事作りに努めます。

③おむつの提供

おむつ等を使用せざるを得ない利用者について、必用とする方にとってもっともふさわしい種類を選択し提供いたします。又、購入費用等は極力低価格で求められるよう配慮します。

④理美容

適切な理美容業者を複数社選定し、情報提供するとともに、適宜時期を設定し理髪等を行います。又、利用者との関係に十分に配慮します。

⑤レクリエーション

日常生活に一定の変化を作るために、状況に合わせ機能訓練的要素も含めた体操やゲームを実施します。又、季節に合わせ外出（買物、食事、見学見物等）にも配慮します。

⑥施設の利用その他の生活サービス

洗濯乾燥室、各種機器、機材、送迎車両等、当該事業所に備えているものについて必要に応じ提供いたします。

2) 利用料金

利用料、取り扱い、支払方法等については、次のとおりとなります。

(1) 認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防サービス費（厚生労働省が定める基準額）

・詳細利用料 別掲

(2) 食費・滞在費（家賃）・その他の費用（介護保険給付対象外の費用）

・詳細利用料 別掲

3. 利用（入居要件）及び退去等

(1) 利用（入居要件）

当該事業所は、要支援2以上の方で認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方が利用できます。

①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと

②自傷他害の恐れのないこと

③常時医療機関において治療をする必要がないこと

(2) 利用対象等の確認

①医師の診断等により利用者が認知症状を有するものであること（診断書の提出が必要）

(3) 退去等

次の各号の一に該当する場合は、契約を終了（退去）します。又、次に掲げる留意事項に該当する行為並びに不正な行為により要介護認定等を受けたことが判明した場合は、退去していただくことがあります。

①利用者の要介護状態区分が変更され、自立（非該当）又は要支援1と認定されたとき

②利用者が死亡したとき

③利用者が共同生活住居を離れて1か月を経過したとき、又は1か月以上離れることを予定して他所へ移転したとき

④利用者が、他の介護保健施設、介護福祉施設、病院へ入所・入院することとなったとき

4. 利用に当たっての留意事項（お願い等）

次の点についてご理解とご協力をお願いします。

(1) 利用者は健康に留意するとともに、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する。

(2) 利用者は、管理者や計画作成担当者が作成した計画に基づく日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。

- (3) 利用者は、事業所の衛生保持のため、居室等の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために協力すること。
- (4) 事業所内で次の行為を行ってはならない。
 - ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ②けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ④指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - ⑥入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。
- (5) 喫煙・飲酒
 - ①喫煙は、指定の場所で行います。室内での喫煙は厳禁です。指定場所以外での喫煙があった場合は、利用の継続について相談させていただきます。
 - ②飲酒については、居室ではお断りをしています。飲酒方法等は、都度相談させていただきます。
- (6) 金銭、貴重品等の管理

利用者及び身元引受人又は利用者代理人の責任において管理願います。なお、事業所で保管することも可能です。事前にご相談ください。
- (7) 来訪・面会及び外出・外泊等
 - ①面会については、集団生活の側面もあり、次の時間でご協力をお願いします。
午前8時から午後8時の間で
 - ②外出・外泊については、極力事前にご連絡いただき、管理者等への確認をお願いします。

5. 運営の方針及びサービスの提供体制等

(1) 運営の方針

事業の運営にあたっては、要介護状態等の者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、共同生活住居（法第8条第18項及び第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、家庭的な環境の下に利用者の自由性を最大限に尊重し、人間としての尊厳をもって生きられるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。更に、事業の実施にあたっては、地域社会や家庭との結びつきや交流を大切に、関係行政機関、保健医療サービス及び福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めます。

(2) 運営の理念

次に掲げる気持ちを大切に、運営に当たります。

- ①素直な気持ち
- ②謙虚な気持ち
- ③感謝の気持ち
- ④地域共生の気持ち

(3) 主な職員の配置状況

- ①管理者 1名（常勤兼務：1階ユニット管理者）
- ②副管理者 1名（常勤：2階ユニット管理者）
- ③計画作成担当者 2名（常勤：管理者等兼務）
- ④介護従業者 16名（常勤専従9名：常勤兼務3名：パート4名）
- ⑤看護職員 1名（パート1名）

(4) 主な勤務体制

- ①早勤務 午前7時から午後4時
- ②日勤務 午前8時30分から午後5時30分
- ③遅勤務 午前10時から午後7時
- ④夜勤務 午後4時30分から翌午前9時30分

上記の組合せで職員を配置します。基本的な配置は、介護従業者は、利用者3名に職員1名の割合での配置です。又、夜勤については、各ユニットに1名、計2名を配置します。

(5) 緊急時への対応方法等

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族等にも速やかにご連絡いたします。

(6) 非常災害対応方法等

連絡網により可能な限り職員を招集するとともに、消防計画等々のマニュアルに沿って対応します。又、ご家族等にも速やかにご連絡いたします。

(7) 秘密の保持と個人情報の保護等

従業員は、業務中知り得た利用者及びその家族の秘密を厳守いたします。また、個人情報を保護するため退職後もその秘密を保持する旨を就業規則に定めています。

利用者及びご家族等の個人情報の取り扱い等は、別に文書により同意をいただくものとします。

6. 重度化した場合における対応に関する指針（看取りの指針等）

(1) 事業所における看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実して納得して生き抜くことが出来るように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、対象者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について心をこめてこれを行います。

(2) 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止められるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いも錯綜することも普通の状態として考えられます。

事業所での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えられることであり、事業所は利用者又は、家族に対し以下の確認を事前に行い同意を得ます。

①施設における医療体制は次の状況です。ご理解をお願いします。

常勤医師の配置はありません。医師との対応は、主治医との連携によることとなります。又、夜間は、看護職員は配置しておりません。状況に応じ主治医の医療機関の看護師又は、訪問看護等の体制とし、事業所の看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制となります。

②病状の変化に伴う緊急時の対応については、看護師又は管理者等が医師との連絡をとり判断します。夜間においては夜間勤務職員が、看護師等と連絡をとって緊急対応を行うこととします。

③家族との24時間の連絡体制を確保します。

(3) 看取り介護の具体的支援内容

①利用者に対する具体的支援

a ボディケア

- ・バイタルサインの確認、環境の整備
- ・安寧、安楽への配慮
- ・清潔への配慮
- ・栄養と水分補給を適切に行う
- ・排泄ケアを適切に行う
- ・発熱、疼痛への配慮

- b メンタルケア
 - ・身体的苦痛の緩和
 - ・コミュニケーションを重視する
 - ・プライバシーへの配慮を行う
 - ・全てを受容してニーズに沿う態度で接する
- c 看護処置
 - ・医師の指示に基づき必要な看護処置を看護師によって行う。

②家族に対する支援

- ・話しやすい環境を作る
- ・家族関係への支援にも配慮する
- ・希望や心配事に真摯に対応する
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
- ・死後の援助を行う

(4) 看取り介護の具体的方法

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族がその判断内容の説明を受け、施設で介護を受けて過ごすことに同意を得た上で実施します。

②医師よりの説明

- a 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、看護師又は管理者を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり、医師より利用者又は家族へ説明を行います。この際、施設でできる看取りの体制をお示します。
- b この説明を受けた上で、利用者又は家族は利用者が当施設で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することが出来ます。医療機関入院を希望する場合は、施設は入院に向けた支援を行います。

③看取り介護の実施

- a 家族が施設内で看取り介護を行うことを希望した場合は、計画作成担当者は、医師、看護師、介護従業者と協働して看取り介護の計画の作成を行いません。
- b 看取り介護の実施に関しては個室で対応します。なお家族が泊まりを希望する場合は、希望に沿うよう対応します。
- c 看取り介護を行う際は、医師、看護師、介護従業者等の連携のもとに行います。
- d 事業所の全従業員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者または家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めます。

7. 苦情の受付等

(1) 当該事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、次の窓口でお受けいたします。

- ・苦情受付担当者 後藤靖子・石井幸枝（事業所各ユニット管理者）
- ・受付時間 担当者勤務日における午前10時から午後4時

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

- ・旭川市介護高齢課介護保険担当窓口 電話 (0166) - 26 - 1111
- ・国保健康保険団体連合会 電話 (011) - 231 - 5175

8. 運営推進会議

事業所が地域に密着し、地域にひらかれたものにするために、運営推進会議を設置しています。

- ①運営推進会議は、概ね2ヶ月に1回程度開催します。
- ②運営推進会議の委員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成しています。
- ③会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認評価、意見交換、要望、助言等をいただくものです。
- ④運営推進会議の報告内容、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

9. 協力医療機関及び連携施設

(1) 協力医療機関

- ・医療法人社団博彰会佐野病院（旭川市末広3条3丁目1番15号）
- ・医療法人社団並木通りクリニック（旭川市春光3条7丁目7番1号）
- ・医療法人社団細野歯科クリニック（旭川市旭町1条3丁目）
- ・医療法人健光会旭川ペインクリニック病院（旭川市4条通17丁目1553番地）

(2) 連携等施設

- ・社会福祉法人愛善会 特別養護老人ホーム愛善園（旭川市春光台4条11丁目）
- ・社会福祉法人愛善会 老人保健施設愛善ハイツ（旭川市春光台4条11丁目）

10. 事業者の概要

- (1) 事業主体名 社会福祉法人かがやき
- (2) 代表者名 理事長 岩崎正則
- (3) 法人所在地 旭川市東8条2丁目3番11号
電話（0166）22-4000
- (4) 法人設立日 平成25年 3月15日
- (5) 他の主な事業
 - ・介護付有料老人ホーム ライフサポートかがやきの里（特定施設入居者生活介護）
 - ・小規模多機能型居宅介護事業 小規模多機能型居宅介護事業所かがやき
 - ・住宅型有料老人ホーム 住宅型有料老人ホームかがやき（小規模事業所2階に設置）
 - ・障がい者グループホーム かがやきホーム（共同生活援助）
 - ・障がい者短期入所 かがやきホーム短期入所
 - ・障がい者生活介護事業 生活介護かがやき
 - ・障がい者グループホーム かがやきホーム神居（共同生活援助）

別掲 「利用料その他の費用の額」(重要事項説明書 2-2関係)

1. 認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防サービス費(厚生労働省が定める基準額)

■介護報酬算定区分：認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)／1日当りの料金：本人負担額／単位：円

区 分	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①基本サービス費：日	743	747	782	806	822	838
②医療連携体制加算：日	-	59	59	59	59	59
③サービス提供体制加算(Ⅰ)口：日	12	12	12	12	12	12
④介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：日	84	91	95	97	99	101
本人負担額計：①～④まで	<u>839</u>	<u>909</u>	<u>948</u>	<u>974</u>	<u>992</u>	<u>1,010</u>
⑤初期加算：入居日から30日以内／日	30	30	30	30	30	30
⑥若年性利用者受入加算／日	-	120	120	120	120	120
⑦看取り介護加算1：4日～30日以内／日	-	144	144	144	144	144
⑦看取り介護加算2：前日及び前々日／日		680	680	680	680	680
⑦看取り介護加算3：死亡日／日		1,280	1,280	1,280	1,280	1,280

※本人負担計は、利用者の状況等で変化します。(当初契約時⑤他等で)

※サービス提供体制加算は、介護福祉士配置率が、50%以上の設定です。

又、介護福祉士60%以上で18単位、常勤職員配置率75%以上で6単位です。今後変更有。

※介護職員処遇改善加算は、①から③および⑤～⑦までの合計×111/1000です。

①上記金額は法定代理受領サービスの場合の利用者負担額(1割の場合)です。ただし、保険料等の滞納等により法定代理受領出来ない場合は、一旦全額(10割)の負担をいただきます。この場合、サービス提供証明書を発行しますので、後日市町村の窓口へ提出いただき手続きを行って下さい。

②初期加算は30日以内です。以後の継続利用では費用はかかりません。

③上記額及び基準等について、国において介護報酬等の改定があればその改定額とします。

2. 食費・滞在費(家賃)・その他の費用(介護保険対象外の費用)

区 分	費用の内容及び金額等
食事の提供に要する費用(食材費)	日額 1,500円 ※45,000円(30日の場合) 朝食450円、昼食550円(おやつ代を含む)、夕食500円 ※「ただし、平成30年12月1日から同31年3月31日までの間に限り、「1,500円」とあるのは「1,350円」と、「550円」とあるのは「450円」と、「500円」とあるのは「450円」と、「45,000円」とあるのは「40,500円」と読み替えて適用する。
滞在に要する費用(家賃)	月額 27,000円/日 ※全室個室 (洋室6畳、照明器具、レースカーテン、洋服ダンス、出窓等設置)
水道光熱費	月額 18,000円(電気、上下水道料等)
暖房費	月額 8,000円/10月から4月の間
上記以外で自己負担とする経費等	①おむつ代、理美容、外部委託洗濯、嗜好品、身の回り品、個人の買物、医療費等々 ②レクリエーション等で必要な入場料、参加料等 ただし、事業所内で実施する通常の行事等の費用(材料代等)は、事業所で負担します。

3. 利用料の請求等算定方法等

1) 介護サービス及び介護予防サービス費関係

法定代理受領の取り扱いに基づき、介護保険法令等に定める費用の内、自己負担分について利用月分を月末に清算し翌月初めに請求いたします。

なお、法定代理受領を出来ない場合は、先述（1-①）によります。

2) 食費・滞在費（家賃）・その他の費用関係

食材費・滞在費・水道光熱費・暖房費は、翌月分の日数又は月額に基づき前払いとします。

（例：4月、初月発行請求書で5月分を請求いたします。）

3) 自己負担とする費用関係

これら費用については利用者の各自負担となります。その取り扱いについては、事業所で一旦立替を行い、月末で清算し、翌月初めに請求書又は、立替明細を発行し請求いたします。

4) 月の途中における入退去等の費用の取り扱い関係

実利用日数等に係る費用について負担いただくものとし、その取り扱いは次のとおりとします。

(1) 食事の提供に要する費用（食材費）

日又は食単価で月末に集計し、翌月請求時に清算します。また、入院・外出等で食事をしない場合も同じ取り扱いとします。ただし、外出等の場合は3日前までに申出があったものとします。

(2) 滞りに要する費用（家賃）

①入退去の場合

日割計算とし、日額900円にて入居日から又は退去日までの日数で清算します。

②長期入院（不在）等の場合

契約が継続し居室を占拠している場合は、減額はありません。

(3) 水道光熱費

①入退去の場合

日割計算とし、日額600円にて入居日から又は退去日までの日数で清算します。

②長期入院（不在）等の場合

契約が継続し居室を占拠している場合は、減額はありません。

(4) 暖房費

①入退去の場合

日割計算とし、日額270円にて入居日から又は退去日までの日数で清算します。

なお、8,000円を超える場合は、8,000円とします。

②長期入院（不在）等の場合

契約が継続し居室を占拠している場合は、減額はありません。

4. 料金の支払方法

介護サービス費用については、月単位の利用期間分の合計金額をお支払下さい。又、食材費等の費用は、前払い（翌月分）でお支払いください。

なお、支払方法は、現金、銀行振込、銀行振替のいずれかによるものとします。請求書発行日後、次の期日までにお支払い下さい。銀行振込の場合の振込手数料は、誠に恐縮ですが、利用者負担にてお願いいたします。料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。再発行はいたしませんので大切に保管下さい。

- ・支払期日：遅くとも請求月の25日頃までをお願いいたします。

・銀行振込の場合は、次の銀行口座までお願いいたします。

銀行名 北洋銀行 旭川中央支店
口座 普通預金 4587461
名義 社会福祉法人かがやき 理事長 岩崎正則 フク)カガヤキ

指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

事業者 社会福祉法人かがやき
グループホームかがやき
理事長 岩崎正則 ㊞

説明者 管理者 後藤靖子 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に同意しました。

●利用者 住所 _____

氏名 _____ ㊞

●身元引受人 住所 _____

氏名 _____ ㊞

利用者との関係 (_____)

連絡先(電話) (_____) -

●利用者代理人 住所 _____

(選任した場合)

氏名 _____ ㊞

利用者との関係 (_____)

連絡先(電話) (_____) -

グループホームかがやき小口現金取り扱い要領

平成25年 5月21日 制 定

その他の生活サービス等における入居者個々の代行等業務における金銭の支払及び管理における、小口現金の取り扱いについて相談、依頼があった場合は、次に定めるところにより取り扱いを行なうものとする。

1. 取り扱う場合の基本的な範囲

入居者の主金銭管理者（利用料の支払等）が身元引受人、家族等で、入居者の日常生活における身の回りの消耗品、定期受診等の費用等々、小額な支払について、身元引受人、家族等が都度支払にこれない又、入居者における支払等が難しい場合とする。

2. 取り扱い金額等

月50,000円程度を上限とする。なお、当該金額を越えるもの、臨時的に発生する費用等は都度、身元引受人等と協議するものとする。

3. 管理方法

事業所管理責任者を小口現金管理者とする。支払に当たっては領収書等の証拠書類を支払先から受領し、各人ごとに小口現金受払簿を作成し管理するものとする。

4. 定期報告等

管理者は、月初から月末までの小口現金受払簿及び証拠書類を、翌月の利用料請求時に身元引受人等利用料請求書送付者に毎月送付し、確認を受けるものとする。

5. 費 用

当サービスの利用料は、無料とする。

6. 施行日

1. この細則は、平成25年 6月 1日から実施する。